

ふるさとの祭り 2024に係る会場設営・運営及び 映像作成・広報業務委託事業者募集要領

1 事業の目的

東日本大震災や原発事故による避難などで、民俗芸能の継承が危ぶまれている団体や芸能を披露する機会のない団体に発表の場を提供し、民俗芸能継承の意欲を高めてもらうこと。また、福島県の誇る民俗芸能の素晴らしさ、復興する福島の元気な姿、そして、視聴者が、各民俗芸能団体の芸能披露を実際に観に行きたくなるような映像を作成し、国内外に広く配信すること。

2 業務名

ふるさとの祭り 2024に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託

3 業務概要

「ビッグパレットふくしま（郡山市）」などで実施を予定している民俗芸能公演事業に向け、パンフレット及び折り込みチラシを作成するとともに、イベント当日の会場設営及び運営を行う。また、芸能披露の様子を撮影し、県公式 YouTube に掲載するための編集を行う。

4 業務仕様

別紙「ふるさとの祭り 2024に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託仕様書(案)」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

10,640,582円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内
※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役

員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が僕力段又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 時	内 容
令和6年6月19日(水)	公募開始
令和6年6月26日(水)17時まで	質問書の提出期限
令和6年6月28日(金)17時まで	質問書への回答
令和6年7月2日(水)17時まで	参加申込書の提出期限
令和6年7月10日(水)17時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年7月19日(金)予定	書面審査結果の通知
令和6年7月26日(金)予定	契約締結

8 手続に関する事項

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 提出書類：プロポーザル方式募集要領等に関する質問書(様式第1号)

イ 提出期限：令和6年6月26日(水)17時まで(必着)

ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること

エ 回答方法：質問への回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、6月28日(金)17時までに文化振興課のホームページに掲載する。

(2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：ふるさとの祭り2024に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託プロポーザル参加申込書(様式第2号)

- イ 提出期限：令和6年7月2日（火）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については9のとおり）
 - ②会社概要（様式第3号）
 - ③業務実施体制書（様式第4号）
 - ④定款の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。）

イ 提出部数：①～③…10部、④…1部

ウ 提出期限：令和6年7月10日（水）17時まで（必着）

エ 提出方法：郵送又は持参（なお、①企画提案書は電子版も併せて提出すること）

(4) 提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおりとする。

なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案3」までを記載すること。

提案1：業務実施方針や業務全体のコンセプトについて

県内での民俗芸能の現状を示し、民俗芸能の継承が危ぶまれている団体や芸能を披露する機会のない団体にどのような発表の場を提供するのか、また、ホームページの閲覧者数及び来場者数を獲得するためのコンセプトを具体的に説明すること。

提案2：事業の取組内容

ア 別紙「ふるさとの祭り2024に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託仕様書（案）」に基づき提案すること。

- (例) ステージバックパネルのデザイン案、ステージ及び観客席のレイアウト案、パンフレット・ポスター・折り込みチラシのデザイン・紙面構成案、来場者数を確保のための併催イベントと連携した企画案など

イ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。

提案3：積算見積書

それぞれの業務に関して、費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。

(2) 様式

様式は任意とする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成に要する費用は提案者の負担とし、返却は行わない。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 書面審査結果の通知

書面審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。

【書面審査結果の通知：令和6年7月19日（金）予定】

(3) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

評価項目	配点	評価基準
企画提案内容		
実施方針 (業務理解)	15点	・本事業の目的や業務内容を理解しているか ・意欲的な提案となっているか
企画提案 (企画性①)	15点	・企画力の高い、効果的・相乗的な事業展開となっているか
企画提案 (企画性②)	15点	・具体的で、実現性の高い提案となっているか
企画提案 (企画性③)	15点	・広報手段は、来場者及び視聴者の獲得につながる効果的な内容か
企画提案 (独創性)	15点	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があり魅力的な提案となっているか
事業経費	5点	・事業経費は適正であるか
業務遂行能力等		
業務体制	5点	・業務を実施する上で十分な体制であるか
スケジュール	5点	・業務を円滑に実施できる計画であるか
業務実績	10点	・本業務と類似の業務の活動実績があるか

計 100点

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と委託者が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。
なお、見積金額は見積限度額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、委託者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

(1) 業務上で制作したデザイン、映像データ、その他の制作物の著作権等一切の権利はモチーフの使用を含め委託者に帰属する。

(2) 成果品は、委託者が必要に応じて編集の上、上映やホームページ等への掲載等で随時使用することができるものとする。また、出演団体においても、委託者が許可する範囲内で、成果品を使用することができるものとする。

(3) 委託者及び関係者と連絡を密にし、事業が万全にできるよう調整を行うこと。また、事業の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

ふるさとの祭り実行委員会（福島県文化振興課内（担当：金田））

電話：024-521-7154

FAX：024-521-5677

E-mail：bunka@pref.fukushima.lg.jp